

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

○建築基準法による道路位置の指定……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

### 告示（海区漁調）

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………

### 公 告

○優良映画等の推奨……………

…（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………

…（主税局課税部課税指導課）…

### 正 誤

○令和二年十月三十日付目次……………

## 告 示

●東京都告示第千四百三三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年十一月四日	東久留米市前 沢五丁目千四百五十六番四 及び同番十一 の各一部	延長 一・二三 幅員 四・〇〇
----------------------	-----------	--	--------------------------

## 告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、次のとおり指示する。

令和二年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

### （禁止操業）

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 令和三年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列

岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

### （承認操業）

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百二十一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	三十五隻
静岡県	十一隻
神奈川県	六隻
千葉県	五十七隻
その他の県	十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

- イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。
- ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。
- エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。
- オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。
- カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。
- キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。
- (四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚  
この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。
- (五) 操業実績報告書の提出義務  
この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和三年六月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。
- (六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)  
三 この指示の有効期間は、令和三年一月一日から同年五月三十一日までとする。

### 公 告

#### 優良映画の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和二年十一月十七日

東京都知事	小 池 百合子			
推奨番号	種類	名 称	制作者等	推奨理由
四七三	映画	ヒトラーに盗られたうさぎ	2019年青少年を健全に育成する上で有益であると認める。	
			OMMER	
			H A U S	
			F I L M P	
			R O D A K	
			T I O N	
			G M B H	
			A L A S I	
			N T E R T	
			A I N M E	
			N T G M	
			B H	

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和二年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は代表者の主たる事務所又は事業所の所在地  
取消年月日

有限会社 桑田 新一 青梅市上町三百五十番地 令和二年十月三十一日  
桑田商店

### 正 誤

#### ○令和二年十月三十日付目次

ページ一段一行	誤	正
増刊III 上	後から	東京都印刷物取扱規程
増刊I 上	四	東京都下水道局職員
		東京都下水道局職員

発行所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

